

# 第198回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 令和4年6月29日(水)  
午前10時00分～11時32分  
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

## 第198回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和4年6月29日(水) 午前10時00分～11時32分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、萩原 清己、  
鈴木 一史、内田 満夫、  
廣瀬 昌由(代理 宮崎 和義)、大角 亨(代理 後藤 勝治)、  
加賀谷 富士子、今泉 健司、斉藤 優、牛木 義、望月 昭治
- 4 欠席委員 齋藤 利志子、茂原 荘一
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 剣持課長、金井室長、剣持次長、松本次長  
建築課 柳澤次長
- 6 議案  
  
第1号議案 館林都市計画区域区分の変更(館林北部第四地区の決定)について  
  
第2号議案 館林都市計画工業団地造成事業の決定(館林北部第四地区の決定)について  
  
第3号議案 高崎都市計画道路の変更(3・5・30号下豊岡剣崎線の変更)について  
  
第4号議案 伊勢崎都市計画道路の変更(3・3・12号坂東大橋石山線の変更)について  
  
第5号議案 渋川都市計画道路の変更(3・4・4号渋川高崎線の変更)について  
  
第6号議案 中之条都市計画道路の変更(3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更)について  
  
第7号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第198回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝剣持課長)

ただ今から、第198回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の剣持でございます。今年の4月から着任いたしました。以後、よろしくお願ひいたします。

なお、コロナウイルスまん延防止のため、申し訳ありませんが、以後の説明は着座にて行わせていただきます。

それでは、まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございます。現在13名出席されております。したがいまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思ひます。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(剣持次長)

お手元にお配りいたしました群審報第122号を御覧ください。

まず、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に定める学識経験のある委員の異動報告をさせていただきます。

法律分野の弁護士丸山 和貴様、都市計画分野の東洋大学工学部建築学科准教授の大澤 昭彦様、建築分野の群馬大学教育学部教授の田中 麻里様、衛生環境分野の群馬大学大学院医学系研究科教授の濱崎 景様の4名が退任され、新たに法律分野には弁護士の小磯 正康様が、都市計画分野には前橋工科大学工学部教授の小林 享様が、建築分野には津久井 晴美一級建築事務所代表の津久井 晴美様が、交通分野には群馬工業高等専門学校環境都市工学科准教授の鈴木 一史様が、衛生環境分野には群馬大学大学院医学系研究科准教授の内田 満夫様が就任されました。

次に、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に定める関係行政機関の職員として、関東地方整備局長の若林 伸幸様が退任され、廣瀬 昌由様が就任されました。

次に、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第4号に定める群馬県議会議員として、小川 晶様、大和 勲様、泉沢 信哉様及び神田 和生様が退任され、加賀谷 富士子様、今泉 健司様、斉藤 優様及び牛木 義様が就任されました。

最後に、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第5号に定める市町村の議会を代表する者として、館林市議会議長の野村 晴三様が退任され、渋川市議会議長の望月 昭治様が就任されました。

以上でございます。

(剣持課長)

続きまして、「会長の選出」に移らせていただきます。

先ほどの異動報告にもありましたように、今回は学識経験を有する委員の改選後、初めての審議会でございますので、議長となるべき審議会長が現時点で決まっておりません。

群馬県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、会長を学識経験を有する委員から選出していただきたいと思いますが、如何いたしましょうか。

(小林委員)

よろしいでしょうか。

事務局に何か御案はございますか。

(剣持次長)

平成14年3月より、会長は法律分野の委員が選出されておりますので、県の各附属機関の会長や委員を歴任され、会務の総理の経験も豊富な小磯委員にお願いできればと思いますが、如何でしょうか。

(異議なしの声)

(剣持課長)

ありがとうございます。

御異議ないようです。小磯委員、よろしいでしょうか。

(小磯委員)

お受けいたします。

(剣持課長)

ありがとうございます。小磯会長、議長席へお願いいたします。

それでは、小磯会長から御挨拶をいただきたいと思います。

(議長＝小磯会長)

ただいま、会長に御選任をいただきました小磯正康と申します。前橋市大友町の方で、弁護士の事務所を開業しております。

都市計画に関しましては、本当に経験がございません。他の委員の先生方、そして事務局のお力添えをいただきながら、適正な審査の運営に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(剣持課長)

小磯会長、ありがとうございました。

次に、「会長職務代理者の指名」です。

群馬県都市計画審議会条例第4条第3項によりますと、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とございますので、小磯会長から指名をお願いします。

(小磯会長)

会長職務代理者といたしましては、学識経験を有する委員の中で在職期間がもっとも長く、経験の豊富な小林委員にお願いしたいと思います。

小林委員、よろしくお願ひいたします。

(小林委員)

はい。よろしくお願ひいたします。

(剣持課長)

それでは、小林委員、ひとこと御挨拶をお願いできればと思います。

(小林委員)

ただいま仰せつかりました、前橋工科大学の小林と申します。

皆様の学識・知識・見識とともに、この審議会が実りある成果が得られますよう、この運営に私も御協力したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(剣持課長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

皆様、発言にあたっては、前のマイクにあります緑のボタンを押していただくと、マイクの所に赤いランプが点滅いたしますので、御発言の際にはボタンを押していただければと思います。

それでは、小磯会長、よろしくお願ひいたします。

(小磯会長)

はい。

議案の説明は事務局の方からいたします。

議事に先立ちまして、議事録署名人2名を指名させていただきます。御了承をお願いします。今回の議事録署名人は、小林委員と津久井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。これにつきましては、事務局の説明をお願いします。

(剣持次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今の御説明のとおり、本日の議案につきましては、公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見などはございますでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることといたします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人2名入場)

(小磯会長)

それではここで、事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

(剣持次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が2名でございます。

(小磯会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りしました「傍聴要領」をよくお読みになっていただき、それを遵守するようお願いいたします。なお「傍聴要領」に反する行為をされた場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

どうぞ。

それでは写真撮影などを終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「館林都市計画区域区分の変更（館林北部第四地区の決定）について」及び第2号議案「館林都市計画工業団地造成事業の決定（館林北部第四地区の決定）について」を一括上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(都市計画課・松本次長)

それでは、第1号議案「館林都市計画区域区分の変更 館林北部第四地区の決定について」を御説明いたします。

なお、本議案は第2号議案「館林都市計画工業団地造成事業の決定 館林北部第四地区の決定について」と関連しますので、第1号議案と第2号議案について、一括して御説明いたします。

お手元の議案書1ページと併せて、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧ください。  
はじめに第1号議案につきまして、本議案は、市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることが出来る区域」、それから「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類があります。

本議案は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、群馬県企業局による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

それでは、位置関係を御説明いたします。

スクリーンには、館林都市計画区域の中央部を総括図としてお示ししています。緑色の線が東北自動車道、紫色の線が国道、青色の線が主要地方道、オレンジ色の線が一般県道を示しています。また、図面の中央には館林市役所を赤い丸で示しています。

今回、区域区分を変更する箇所は「変更区域」とお示ししています、図面上の赤線で囲まれた区域となります。

東北自動車道館林インターチェンジから約4kmの場所にあり、主要地方道佐野行田線沿線に位置する北部工業団地に隣接する区域となっています。

お手元の議案書2ページを御覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「館林都市計画区域区分を次のように変更する。」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

「2. 人口フレーム」ですが、本地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、産業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

お手元の議案書3ページを御覧ください。

理由につきましては、先ほども御説明しましたが、群馬県企業局による新たな産業団地造成の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

なお、館林都市計画区域が含まれる「東毛広域都市計画圏 都市計画区域マスタープラン」において、本地区は「産業拠点」として位置づけられています。

それでは、変更区域について、御説明いたします。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンを御覧ください。

区域をお示しする計画図です。赤線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約20.7haの区域です。主要地方道佐野行田線沿線に位置する北部工業団地に隣接しており、東北自動車道館林インターチェンジから約4kmの距離にあります。

添付図面の図－3又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画についてお示ししておりますが、こちらは第2号議案の工業団地造成事業の施設配置計画と関連しますので、後ほど御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。

次に、参考として、用途地域を御説明いたします。

こちらの図は、館林市が指定を進める想定用途地域図になります。本地区は、第2号議案で御説明いたしますが、工業団地造成事業を都市計画決定するため、隣接地と同様の工業専用地域とする予定です。

容積率は200%、<sup>けんぺいりつ</sup>建蔽率は50%に指定される予定です。

添付図面の図－4又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。その結果、公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和4年5月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、館林市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

続きまして、第2号議案を御説明いたします。

第2号議案「館林都市計画工業団地造成事業の決定 館林北部第四地区の決定について」御説明いたします。

お手元の議案書4ページと併せて、添付図面の図－5又はスクリーンを御覧ください。

スクリーンには、先ほど御説明いたしました第1号議案と同じ館林都市計画区域の総括図をお示ししております。

今回、工業団地造成事業を決定する箇所は「決定区域」とお示ししている、図面上の赤線で囲まれた19.3haの区域となります。第1号議案と面積が異なる理由としましては、造成が必要な区域を工業団地造成事業の決定区域としていることから、西側の既存駐車場を除外するなど、今回造成が必要な区域として区域を設定しているためとなります。

決定理由につきましては、お手元の議案書の6ページを御覧ください。

こちらに記載していますが、本地区は県道沿線に位置し、高速交通網への優れたアクセシビリティも有する区域です。また昭和45年5月に首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受け、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画法第12条で規定する工業団地造成事業を都市計画決定し、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第6条に基づき都市計画事業として施行しようとするものです。



お手元の添付図面の図－6又はスクリーンを御覧ください。

区域をお示しする計画図です。赤線で囲まれた区域が、今回都市計画事業として整備する区域です。

添付図面の図－7又はスクリーンを御覧ください。

施設配置図について御説明いたします。ピンク色で示した範囲を工業用地、灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。

道路については、適正な街区を形成するように、幅員が6mから16.5mの区画道路を配置することとしています。

緑地については、面積が施工区域面積の3%以上となるように、主に南東側に配置することとしています。

調整池については、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものとして東側に設置し、調整池で調整した後は、北にある<sup>しょうすいこう</sup>承水溝を経て板倉川に放流します。

添付図面の図－8又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の決定では第1号議案と同じスケジュールで手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審議の程お願いいたします。

(小磯会長)

ただ今御説明いただきました第1号議案と第2号議案、両議案につきまして、御質問、あるいは御意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

(小林委員)

よろしいでしょうか。

(小磯会長)

小林委員、よろしくお願いいたします。

(小林委員)

確認をしておきたいことが二つありまして、一つは既存の工業専用地域と今回組み入れられた工業専用地域の全体の排水計画、今すごく厳しいので、全体の排水計画と、先ほどちょっとだけ説明がありましたけども、既存の工業専用地域を含めた全体の排水計画がどのようになっているかという点と、それから、流出量の計算は、ちゃんと今用いられているものを算定基準にしているのかということの確認と、それから調整地が2カ所に分断されているのですが、この調整地の雨水の排水計画というのは、ここに区画道路が一個入っていますけれども、その部分がどうなっているかという点を確認しておきたいと思います。

(小磯会長)

ただいまの質問に関して、事務局の方からお願いします。

(都市計画課・寺内補佐)

都市計画課係長をしております寺内と申します。

今、御質問のありました2点についての確認ですが、1点目については、既存の工業団地も含めて、拡張分を合わせた全体としての排水計画はどうなっているのかということが1点目と。

2点目としては、その流出計算というのは今の基準でちゃんとやっているのですかということと合わせて、2カ所に分かれている調整地、確認ですが、道路で区切られているけれど、小林委員が確認したい点は、例えば繋がっているのですかとか、分断されているのですかということを確認したいということによろしいでしょうか。

(小林委員)

はい。調整池の容量ですね。容量は大体どれぐらいになるのでしょうか。その調整池で集水するのは、既存の工業団地を含めてなのかどうかということですね。

(都市計画課・寺内補佐)

はい。それでは1点目のですね、既存の工業団地を含めて、今回新たに拡張する工業団地の部分、全体に対する排水計画になっているかという御質問ですが、今回については、申し訳ございません、手元の資料で確認して終わるまでに回答したいと思います。一時保留でお願いします。2点目の流出計算につきましても、詳細を確認してから回答したいと思います。申し訳ありません。ちょっと保留させてください。

計算自体は、最新の計算方法を用いて実施しております。

(小林委員)

調整池は、今回の範囲だけを考えた調整池の容量なのかどうか。

もしそうであれば、既存の工業団地の排出計画どうなったのかっていう、それを確認したかったのですが。

(都市計画課・寺内補佐)

はい。お待たせいたしました。

今、確認が取れまして、今回の拡張部分は既存の工業団地部分も含めた上での調整池の計算計画になっております。

また、先ほどお話のとおり、基準としては最新のものを使っておりまして、場所は2カ所に分かれておりますが、これは暗渠で繋がっている計算になります。

全体の容量ですが、細かい数字は確認して御回答いたします。

(小林委員)

ありがとうございます。

(小磯会長)

他にいかがでしょうか。

(小林委員)

もう1点よろしいですか。

(小磯会長)

はい。お願いします。

(小林委員)

緑地の扱いなのですが、基準は3%以上にしようということで、大体こういう開発の時には、残地のところに、使い道がないところに緑地を持っていくのですが、本来、この辺の緑地はこういう工場労働者のための緑地というのが元々の経緯だと思うのですが、これで見ると入り口の三角形のところと、区画道路で分けて、16mに分けて緑地があります。これは多分、緑地としては使いづらいというイメージがあります。

それから、面積を満たすために北西の角の方に、まとめてちゃんと緑地を設けた方が使い勝手がいいかなと。しかも、道路が近いということですので。

その辺がちょっと気になる場所ですけども、これはコメントです。以上です。

(小磯会長)

御意見ということで。

(小林委員)

はい。

(小磯会長)

どうでしょう。そうすると、先ほどの調整池の2カ所にあたる全体の配置の容量に関してのお答えがまだということで。

(小林委員)

後でも結構です。本来のあれとちょっと違うので。基準を満たしているということなので、私の疑問だけだったので。

(小磯会長)

それでは、特にこの議案の審議を後回しにしなくてもよろしいですか。

(小林委員)

はい。後で教えていただければ、大丈夫です。

(小磯会長)

その他、御質問・御意見はございますか。

(小磯会長)

それでは、他に御意見・御質問はないようですので、過半数議決ということなのですが、これまでの慣例的に御異議がないようでしたら、本議案につきましては原案のとおり決定するというところで処理をしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それでは、御異議ないものとして、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案「高崎都市計画道路の変更（3・5・30号下豊岡剣崎線の変更）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(都市計画課・松本次長)

それでは、第3号議案「高崎都市計画道路（3・5・30号下豊岡剣崎線の変更）について」御説明いたします。

お手元の議案書7ページとあわせて、添付図面の図-9又はスクリーンを御覧ください。

今回の変更路線を含む高崎都市計画区域の中央部から西部を総括図としてお示ししています。高崎市役所を赤い丸で示しています。市役所は図面のやや右下の位置になります。また、図面左側から右下側に向かって河川が2つ流れていますが、上側が烏川、下側が碓氷川になります。

今回変更する高崎都市計画道路3・5・30号下豊岡剣崎線を図面中央に青色で示しております。また、高崎市決定案件となりますが、今回の変更に関連します新規決定路線の3・5・85号豊岡経大通り線を赤色で示しております。

今回の審議対象路線となります青色の下豊岡剣崎線ですが、国道18号を起点として、高崎市豊岡地区を東西に横断し、八幡地区に至る延長約3.1kmの幹線街路です。国道406号の一部となります。今回変更する区間は、高崎市の新規決定路線であります赤色でお示しました豊岡経大通り線との交差点部となります。

スクリーンを御覧ください。先ほどの総括図を少し拡大してお示ししています。

今回の審議対象路線となる青色でお示している下豊岡剣崎線の変更は、赤色でお示している豊岡経大通り線の新規決定に伴い、交差点部に右折車線を設置するものです。

まずはじめに、豊岡経大通り線について御説明いたします。

豊岡経大通り線の新規決定理由となります、新駅の計画について御説明いたします。

高崎市では、公共交通に強いまちづくりを推進するため、豊岡地区に新たな駅を設置す

べく、J R東日本と協議を進めています。新駅計画地は、J R信越本線の北高崎駅と群馬八幡駅の間に位置し、群馬八幡駅から東に約1.4 kmの場所となります。現在、高崎市は、駅施設に係る概略設計をJ R東日本に委託して行っております。

今回高崎市が新規決定を予定している豊岡経大通り線は、この新駅が高崎経済大学の学生をはじめとした多くの方にとって利用しやすいものとなるように計画された道路です。新駅計画地を起点とし、北に向かい、烏川を渡り、主要地方道あら町下室田線に至る延長約1 kmの幹線街路となります。

下豊岡剣崎線は、この豊岡経大通り線の新規決定に伴い、交差点部の交通混雑を防ぐため、右折車線を設置し、幅員を変更するものです。

なお、この群馬県決定の下豊岡剣崎線と高崎市決定の豊岡経大通り線は、関連する都市計画決定となりますので、これまでの都市計画手続きは同時に進めており、決定告示も同日とする予定です。

なお、豊岡経大通り線につきましては、5月24日に開催されました高崎市都市計画審議会において、原案のとおりとする旨の答申が高崎市長あてに出されています。

添付図面の図-10又はスクリーンを御覧ください。

こちらは計画図になります。青色でお示ししている東西に横断している道路が下豊岡剣崎線になります。

今回の変更箇所は、赤色でお示ししている南北に通っている豊岡経大通り線との交差点部となります。そこで、計画図をさらに拡大してお示ししたいと思います。

添付図面の図-11又はスクリーンを御覧ください。

先ほどの計画図を拡大してお示ししています。黄色の線が変更前の区域、赤色の線が変更後の区域、青色の線は変更しない区域を示しています。

下豊岡剣崎線の今回の変更ですが、豊岡経大通り線の新規決定に伴い、交差点部に右折車線を設置するため、道路幅員を現状の12 mから14.75 mに広げるものです。

添付図面の図-12又はスクリーンを御覧ください。

本路線の一般部及び交差点部の標準横断図をお示ししています。左側が変更前、右側が変更後となります。

変更前は交差点の計画がなかったため、一般部として2車線、全体幅員12 mの横断構成となっています。右下の断面図にお示ししているとおり、今回の変更により幅員2.75 mの右折車線を追加し、全体幅員も14.75 mとする計画としています。

添付図面の図-13又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和4年4月12日から4月26日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出

はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第3号議案の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ありがとうございました。

ちょっと私からですが、9ページの理由書の一行目、本路線は国道18号（都市計画道路3・3・5号）とあるんですが、これはこれでよろしいのですか。

(都市計画課・松本次長)

回答いたします。

3・3・5号、国道18号、これはこのとおりです。

(小磯会長)

今回、3・5・30号っていうのが出てきたので、どうしたのかなと思ったのですが。

(都市計画課・松本次長)

すみません。3・5・30号という記載がないのですが、それは本路線が3・5・30号です。

その部分を省略した記載になっているので、少し分かりづらかったかもしれません。

(小磯会長)

分かりました。それでは、皆さんの方から御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

(小林委員)

はい。

(小磯会長)

小林委員、どうぞ。

(小林委員)

高崎経済大に新駅ができて、学生がここを通るというお話だったので、公安委員会でも関係はあると思いますが、歩行者系をどう捌くのか、例えばこの交差点部分ですね。横断歩道なのか、横断歩道橋なのかとか、普通に交通が増えていくと思うので、歩行者系をどのように捌く予定なのでしょう。それを確認したいと思います。

(小磯会長)

お願いします。

(都市計画課・松本次長)

回答いたします。公安協議の結果、ここは横断歩道で渡すということになっています。あちらの参考図にあるとおりになります。

(小林委員)

実際、巻き込みとかを考えると、なかなか横断歩道の位置って難しいと思うのですが、これは公安委員会の方で調整して、位置を決定されたということでしょうか。

(都市計画課・松本次長)

正式な公安協議という意味では、詳細設計をこれから行いまして、横断歩道の位置ですとか停止線というのは正式に決まるのですが、原案段階での下見といいますか、地元の警察との協議においては、この図面で承認されています。

(小林委員)

ありがとうございます。

(小磯会長)

他、いかがでしょうか。

(小磯会長)

他にございませんか。

それでは御意見・御質問・御異議等はないようですので、本議案につきましても原案のとおり決定するというところで処理をしたいと思います。

御意見ございませんか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

ありがとうございます。

それでは異議がないものとして、そのように決定いたします。

(都市計画課・寺内補佐)

議題の途中で申し訳ありません。

先ほどの1号議案、2号議案で、小林委員の方から御質問のありました調整地の容量について、確認が取れまして、回答が遅くなりましたが、27, 244㎡ということで、これは先ほど申しましたとおり、最新の計算で計算した量となっております。

大変、失礼いたしました。

(小林委員)

時間はどれぐらいで見ているのでしょうか。

(都市計画課・寺内補佐)

30年、30分の1で計算しております。

(小林委員)

ありがとうございました。

(小磯会長)

それでは、続きまして第4号議案にいきます。

第4号議案は、「伊勢崎都市計画道路の変更(3・3・12号坂東大橋石山線の変更)について」、これを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(都市計画課・松本次長)

第4号議案「伊勢崎都市計画道路3・3・12号坂東大橋石山線の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書11ページとあわせて、添付図面の図-14又はスクリーンを御覧ください。

今回の変更路線を含む伊勢崎都市計画区域を中心に総括図としてお示ししています。

緑色の線が北関東自動車道、紫色の線が国道17号上武道路、国道462号、国道354号東毛広域幹線道路、黒の破線がJR両毛線、東武伊勢崎線を示しています。

今回変更する伊勢崎都市計画道路3・3・12号坂東大橋石山線は、図面中央の青色、赤色、黄色の線で示しています。

この坂東大橋石山線は、伊勢崎市を南北に縦断し、関越自動車道の本庄児玉インターチェンジ方面から、北関東自動車道、国道17号上武道路を結ぶ延長約11.1kmの幹線道路です。

今回変更する区間は、国道17号上武道路より北の黄色でお示した部分です。

添付図面の図-15又はスクリーンを御覧ください。

こちらは計画図になります。道路の計画線は、変更前を黄色、変更後を赤色、変更しない部分を青色で示しています。

今回の変更は、黄色で示した国道17号上武道路より北の未整備区間の延長約450mを廃止するものです。

当該区間の廃止理由ですが、昭和28年の当初の都市計画決定時と比べて必要性が大きく低下し、廃止しても道路ネットワーク上も支障がないことから、当該区間を廃止するものです。

添付図面の図-16又はスクリーンを御覧ください。

本路線の一般部及び交差点部の標準断面図をお示ししています。左側が2車線部で、右側が4車線部となります。

今回廃止する区間は2車線部です。



添付図面の図－１７又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和４年２月８日から２月２８日までの間、都市計画法第１７条第１項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第１８条第１項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、伊勢崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいています。

以上で第４号議案の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは、ただ今の説明に基づく第４号議案に対して、御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。

(小磯会長)

特にないようですので、それでは、本議案につきましても、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして、第５号議案「渋川都市計画道路の変更（３・４・４号渋川高崎線の変更）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(都市計画課・松本次長)

第５号議案「渋川都市計画道路３・４・４号渋川高崎線の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書１４ページとあわせて、添付図面の図－１８又はスクリーンを御覧ください。

本図は、左上が北となっております。

今回の変更路線を含む渋川都市計画区域の中心部を総括図としてお示ししています。国道１７号を紫色で、ＪＲ渋川駅が図面中央のやや右に位置し白い四角で、上越線及び吾妻線を黒色の破線で示しております。また、図面上側から右側に向かって流れる河川が利根川になります。

今回変更する渋川都市計画道路３・４・４号渋川高崎線を図面右下から左上へ斜めに、

変更する区間を赤色で、変更しない区間を青色で示しています。

今回の審議対象路線となります渋川高崎線ですが、高崎市と渋川市をつなぐ主要地方道高崎渋川線、これを形成する幹線道路の一部となっております。図面右下の青色の丸を起点として、図面左上の青色矢印の国道291号との接続を終点とする延長約2.8km、基本幅員18mの幹線街路です。

今回変更する区間は、主要地方道渋川東吾妻線との交差点北側から、渋川市役所東側までの赤色でお示ししている660mの区間になります。

変更理由は、お手元の議案書の15ページを御覧ください。

計画図の図-19又はスクリーンを御覧ください。

先ほどの総括図を拡大してお示ししています。

なお、この図では、北が右側となっています。

図では変更前を黄色、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

今回の審議対象路線となります渋川高崎線の変更は、歩行者や自転車の安全な通行を確保するために必要な道路幅を確保したうえで、前年度までに実施した路線測量、道路詳細設計に基づき擁壁や法面などの構造物の幅を加え、道路建設に必要な道路幅に区域を変更するものです。

参考図の図-20又はスクリーンを御覧ください。

本路線の一般部及び交差点部の標準横断図をお示ししています。左側が変更前、右側が変更後となり、上段が一般部、下段が交差点部となっております。

車両と歩行者を植樹帯や縁石によって分離し、自転車が通行する自転車通行帯を設置します。

まず一般部について御説明します。路肩、歩道の一部を幅2.0mの自転車通行帯、幅1.0mの植樹帯に変更します。

次に交差点部について御説明いたします。路肩、歩道の一部を幅2.0mの自転車通行帯に変更します。

一般部、交差点部ともに、全体幅員については、自転車通行帯及び植樹帯を設置することによる変更はありません。

参考資料の図-21又はスクリーンを御覧ください。

都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和4年4月19日から5月6日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、渋川市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第5号議案の説明を終わります。  
御審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは、ただ今御説明のありました第5号議案につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それでは、なしとのことですので、採決したいと思います。  
本議案につきまして、原案のとおり決定するということで、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それでは、御異議ないものとして、そのように決定いたします。  
続きまして、第6号議案「中之条都市計画道路の変更（3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更）」について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(都市計画課・松本次長)

第6号議案「中之条都市計画道路3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書17ページとあわせて、添付図面の図-22又はスクリーンを御覧ください。

本図は、上が北となっています。

今回の変更路線を含む中之条都市計画区域の中心部から東側を総括図としてお示ししています。

中之条町役場が図面左側に、中之条駅が図面中央のやや下の位置に白い四角で、JR吾妻線を黒色の破線で、国道145号、353号を紫色でお示しております。また、図面下側に左から右に向かって流れる河川が吾妻川になります。

今回変更する中之条都市計画道路3・4・3号名久田竜ヶ鼻線を図面右上から右下へ縦に変更する区間を赤色で、変更しない区間を青色で示しています。

今回の審議対象路線となります名久田竜ヶ鼻線は、高山村方面から上信自動車道までを結ぶ国道145号と一般県道植栗伊勢線から形成する幹線道路であります。国道145号の中之条町と高山村との境を起点とし、東吾妻町との境である吾妻川を終点とする延長約1.14km、基本幅員16mの幹線街路です。

今回変更する区間は、赤色部上側の国道353号伊勢町下交差点から、国道353号竜

ヶ鼻橋交差点北側までの箇所、中間付近に鉄道、J R 吾妻線との交差がある区間となっています。

計画図の図-23 又はスクリーンを御覧ください。

先ほどの総括図を拡大してお示ししています。なお、この図では、北が左側となっています。

図では、変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

今回の審議対象路線となります名久田竜ヶ鼻線の変更は、鉄道との交差を立体構造として計画していたものを、社会経済情勢が大きく変化したことにより都市規模に見合った道路整備が求められるようになったことから、平面交差に変更するものです。併せて車線数を定めていなかったため、車線数を決定します。

変更する区間につきましては、伊勢町下交差点から竜ヶ鼻橋交差点北側までの約500mになります。

J R 吾妻線との交差につきましては、既決定では立体交差としていましたが、踏切を除却できることから走行性、安全性に優るものでありました。経済性や沿道利用の点で優位となる平面交差に今回変更を行うものです。

鉄道との交差は踏切となるため、滞留が発生するか検討したところ、現況では滞留が発生しておらず、将来交通量での分析においても滞留が発生しないこと、また踏切遮断時の滞留につきましても直近の北側交差点まで到達しない結果となり、渋滞の発生などの交通への影響は少ないものと考えています。

また、踏切内の現況の幅員が5mであり、すれ違いが困難でしたが、今回の変更により一般部の幅員と同じ13mの2車線となるため、すれ違いには支障がなく、安全性や通行性が向上するものです。

幅員につきましては、鉄道の南北にかけ、大きく減少するものとなっていますが、これは立体交差に伴い側道を設置する計画であったものを、平面交差化により側道が不要となるため、全体幅員が減少するものです。

参考資料の図-24 又はスクリーンを御覧ください。

本路線の一般部及び交差点部、鉄道との交差点部の標準図をお示ししています。左側が変更前、右側が変更後となり、上段が一般部、中段が交差点部、下段が鉄道交差点部となっております。

今回の変更は、主に鉄道との立体交差を平面交差に変更するため、また、詳細設計において道路構造条例の各規格値に標準横断図を合わせた変更を行うものです。

初めに一般部としまして、車道幅員片側3.0mであったものを、道路構造条例の規定に基づき車線の幅員を3.25mに、路肩を0.75mに、歩道を2.0mと路上施設帯として0.5mの2.5mに変え、全体幅員16mから13mに変更するものです。

次に交差点部は、一般部と同様の変更に加え、右折車線3.0mとし、全体幅員17mから16mに変更するものです。

下段は立体交差から平面交差に変更するため、標準横断図も立体部から平面部と変更するものです。車道、路肩、歩道につきましては、一般部と同様の変更を行い、立体部の側道を減じるものです。全体幅員22.8mを13mに変更するものです。

これは、立体交差に併せ側道の設置を予定していましたが、平面となることで、側道が不要となったためです。

参考資料の図-21又はスクリーンを御覧ください。

都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和4年4月8日から4月22日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、中之条町からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第6号議案の説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいまの第6号議案につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(小磯会長)

ないようですので、本議案につきましても、原案のとおり決定するということで処理をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

では、そのように決定いたします。

最後になります。第7号議案「高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(建築課・柳澤次長)

それでは第7号議案について、建築課柳澤から説明させていただきます。

議案書20ページを御覧ください。

本件は、高崎市長が建築基準法に基づき、高崎都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置に係る許可に際し、都市計画上の支障の有無を付議するものです。

続く、議案書21ページを御覧ください。施設の概要と付議理由を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称は高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は工業専用地域、申請者は高崎市倉賀野町3250番12、群馬環境リサイクルセンター株式会社、所在地は高崎市倉賀野町字乙大道南3250番12、敷地面積は16,688.06㎡、主な施設は産業廃棄物処理施設、処理能力ですが、廃油の焼却が1日105.7㎡、廃プラスチック類の焼却が1日63.0トン、その他の産業廃棄物の焼却が1日130.0トンであります。

また、表の下は付議理由です。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条に基づき建築等が制限されていますが、特定行政庁である高崎市が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上市障がないと認めて許可した場合に限り、建築できることになっております。

本施設は、平成22年に建築基準法第51条ただし書きに基づく許可を受けた産業廃棄物処理施設の増築による処理能力の変更が許可不要で行える範囲を超える計画であることから、今回、許可に際し付議するものです。

なお、施設の具体計画等につきましては、許可事務を行う高崎市建築指導課から説明させていただきます。

(高崎市建築指導課)

高崎市建築指導課の斎藤と申します。よろしく申し上げます。それでは第7号議案について、説明させていただきます。

申請者の群馬環境リサイクルセンター株式会社は、平成13年7月に設立し、平成18年3月より、病院から排出される注射針やメス等の感染性産業廃棄物や、介護施設等から排出されるオムツ等産業廃棄物を焼却する中間処理を行っております。

最近では、群馬県から新型コロナウイルス感染症関連の廃棄物処理要請にも対応し、現在では、感染性産業廃棄物の県内処理量の5割以上を担っております。

今回の計画では、今後、群馬県下において、新型コロナウイルス等感染症の流行による感染性廃棄物の増加をはじめ、少子高齢化が進み、老人医療・介護等による廃棄物の処理要請はますます増大する事が予想され、建設後16年目を迎え、老朽化しつつある既存施設のみでは適切な維持管理及び増大する要請への対応は困難である事から、焼却処理する施設を増築する計画をしております。

それでは、まず、お手元の図-26、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、高崎の都市計画図でございます。図面の上が北となります。

中央、「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、倉賀野駅や倉賀野小学校から南東に直線で約1.7km離れた、工業専用地域に位置しております。搬入搬出路は、緑色の線のとおり、国道17号線等を経由し、県道和田多中・倉賀野線から申請地へ接続する市道を通行する経路となります。

続きまして、お手元の図-27、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、付近見取図となります。図面の上が北となります。

申請地から300mと100mの範囲を示しております。

赤でお示ししたのが、今回の申請地でございます。黄色でお示ししたものが住宅、水色でお示ししたものが工場となります。

最も近い住宅までの距離は、申請地から北東に約168mでございます。なお、300m以内の住宅所有者11件に対し、今回の施設計画に関する説明を実施し、合意書を取得しております。

続きまして、お手元の図-28、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、配置図です。図面の上が北です。赤色で塗られた部分と赤枠で囲んだ部分が今回増築となる施設でございます。灰色につきましては、既存の施設となっております。

緑色で塗られた部分は、緑地帯を示しております。雨水については、敷地内に設けた側溝にて集水し、市の側溝へ放流しております。

搬入搬出車両は、北西出入口より入出場いたします。赤の矢印が搬入車両の経路、青の矢印が搬出車両の経路となっております。施設へ入る前に⑤事務室棟前のトラックスケールにて重量を計測し、荷下ろし又は荷積み後に、再度台貫にて重量を計測する事で搬入又は搬出した重量が分かるようになっております。

続きまして、お手元の図-29、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、先程お示しした赤色の施設の平面図でございます。

図面の上が北となります。

この平面図では、処理動線を示しており、赤色の矢印が搬入から一時保管し、焼却炉へ廃棄物を供給するまでの流れを、青色の矢印が焼却時に発生する排ガスの流れを、緑色の矢印が焼却処理した際に発生する焼却灰と、排ガス処理した際に発生するばいじんの流れをそれぞれ示しております。

搬入は建物南側から行い、一時保管となりますが、倉庫が自動式となっております。倉庫から焼却炉への供給はエプロンコンベア等により機械的に行います。焼却処理した際に発生する焼却灰やばいじんは、それぞれのピットで一時保管し、建物北側から搬出します。

続きまして、お手元の図-30、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、焼却以降の処理工程となります。

青矢印で示しているのが焼却時に発生する排ガスの流れとなります。焼却時に完全燃焼することでダイオキシン類を分解し、分解したダイオキシン類は排ガスに含まれますが、ガス冷却塔にて急速冷却し、ダイオキシン類の再合成を防ぎます。

続いて、バグフィルターにて硫黄酸化物等酸性有害ガスの除去とばいじんを捕集し、残存したダイオキシン類を触媒反応塔により無害な物質へ変化させることで除去します。これらの工程により、環境基準を満たした上で大気へ放出します。

緑色の実線矢印と点線矢印が焼却処理した際に発生する焼却灰と、排ガス処理した際に発生するばいじんの流れをそれぞれ示しております。焼却処理した際に発生する焼却灰は、飛散防止のため加湿処理の上灰ピットにて、排ガス処理した際に発生するばいじんについても同様の処理とキレート剤の混練により有害物質の溶出を防ぐ処理をした上で処理物ピ

ットにてそれぞれ貯留し、搬出します。

続きまして、お手元の図一31、またはスクリーンを御覧ください。

こちらが処理前の搬入物と、処理後の搬出物です。左側が処理前の搬入物となっており、左上の段ボール箱で搬入されるのがオムツや注射筒、ガーゼ等となり、左下のようにペール容器で搬入されるのが注射針やメス等の鋭利なものとなります。右側が処理後の搬出物となっており、飛散防止のため加湿された状態で搬出されます。

続きまして、図一32、またはスクリーンを御覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。左上の「廃棄物処理施設の事前協議書」につきましては、市関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和4年1月11日付けで終了しております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可等の関係法令の手続を経て、令和5年5月頃着工し、令和6年1月頃からの操業開始を計画しております。

お手元の図、スクリーンによる御説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

高崎市では「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準」を定めており、「位置の妥当性」、「搬出入路の妥当性」、「施設計画の妥当性」及び「環境・公害対策の妥当性」の4つの基準を定めております。

そこで、今回の施設計画を、この基準に沿って確認した抜粋を申し上げます。

「位置の妥当性」につきましては、用途地域が工業専用地域であり、過去に同許可を受けた敷地でもある事から、妥当な位置で施設が計画されています。

「搬出入路の妥当性」としては、国道や県道等、適切な道路幅員を有する経路が確保されておりまして。

「施設計画の妥当性」については、敷地面積に対して余裕のある施設計画となっており、来客用駐車場及び従業員駐車場が適切に確保され、また、経路の道路上に搬出入車両が滞留しないように、搬出入は予約制とし、万が一重複した際の対応として、施設内に十分な滞留長や待機スペースが確保されています。

「環境・公害対策の妥当性」として、大気汚染防止法や騒音・振動規制法等の規制値について、生活環境影響調査の結果、規制値内の計画であり、かつ近隣住宅や地元区長への説明がなされ、合意書の取得や反対意見等が無いなど、許可審査基準に適合している計画であることから、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるために、本審議会に付議したものでございます。

以上で、全ての説明を終わらせていただきます。



(小磯会長)

ただ今、建築課及び高崎市建築指導課から説明がありました第7号議案、これに関しまして、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

(小林委員)

よろしいですか。

(小磯会長)

はい、小林委員。

(小林委員)

議案添付図面の最後ですね、32ページの「その他の関係法令による手続き」のところ  
で、景観条例の手続きとありますが、何が引っかかるのでしょうか。

(高崎市建築指導課)

景観条例につきましては、建物の大きさで、全て手続きをしなければならない規模ですが、既存の施設自体が条例をクリアしていますので、既存の施設に合わせたデザインで行いますので、問題はないであろうと認識しております。

(小林委員)

規模ですね。施設規模。

(高崎市建築指導課)

はい、面積です。

(小林委員)

それと、もう1点ちょっと教えていただきたいのですが、産業廃棄物の受け入れの範囲、  
ここの施設ではどれぐらいの自治体で、どの範囲から受け入れているのでしょうか。

(高崎市建築指導課)

県内が主なのですが、関東近郊から、埼玉、千葉、その辺りの医療機関と老人ホーム系  
から受け入れております。

(小林委員)

この種の産業廃棄物は県内でいうと、他にどこに、どういう施設があるのでしょうか。  
高崎以外、例えば他の自治体では、こういう、この系統の産業廃棄物の受け入れをする  
ような施設は他にあるのでしょうか。

(高崎市建築指導課)

県内では、似たような種類の施設は11施設ありまして、その中で感染性の廃棄物を受

け入れている施設は4となっております。

(小林委員)

ちなみに、その11施設というのは、県内の市町村を大体、安全にカバーしている状況なのでしょうか。

(高崎市建築指導課)

11施設は、群馬の平野部の主に市の部分ですね。

手元の資料ですと、みどり市から高崎市辺りまで、その近辺にあるというような形になっております。

(小林委員)

医療系の産業廃棄物は、なかなか危険ですよ。そういうのが、そこに拠点的にカバーされているという理解でよろしいですか。

(高崎市建築指導課)

はい、そうですね。この当施設が県内の50%以上をカバーしておりますので、かなり安定して処理をしていると考えております。

(小林委員)

はい。ありがとうございます。

(内田委員)

はい。

(小磯会長)

お願いします。

(内田委員)

教えていただきたいのですが、発生したばいじんは、この後どこに行くのでしょうか。

(高崎市建築指導課)

こちらは最終処分場に行くわけですが、県外になります。

焼却した後のものについては、かなり体積が減りまして、最終処分の搬出は毎日のように搬出になっていますが、県内での最終処分の埋め立て地はございませんので、他県の方で受け入れをしてもらっているという形になります。

(内田委員)

よく工業地帯などで突発的に雨がざぶっと降ると、中のものが漏れ出るという事故が起きているイメージがあるのですが、そこら辺の保管のシステムというのは、問題ないと

判断してよろしいでしょうか。

(高崎市建築指導課)

水害の関係ですが、こちらは烏川のほとりにあるのですが、100年に1度レベルの降水だと浸水しないというデータでして、1000年に1度レベルですと、データの的にはこちらの施設が1.8mくらい浸水するであろうと。

そのような場合には、烏川からの水害が確認された時点で、まず、倉庫棟というのは平屋なのですが、こちらから保管庫棟の二階か三階へ移動させるという形をとるということです。

それから、その倉庫棟はシャッターを全て迅速に閉めて、浸水があっても外へ流出しないように施設を閉じるという形で対応するというところでございます。

(内田委員)

シャッターは防水構造となっているのでしょうか。

(高崎市建築指導課)

ばいじんの方の質問だったと思うのですが、そちらから少し逸れてしまったのですが、ばいじんの方はビットの高さを予想の浸水深度よりも高くしているということで、ばいじんは出ないであろうという形になっています。

(内田委員)

搬入された産業廃棄物がどうかということだと思うのですが、そちらがこちらのシャッターということですね。

(高崎市建築指導課)

そちらをまず二階、三階の方へ垂直移動させるということになりますので。

(内田委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(小磯会長)

他にいかがでしょうか。

ございませんか。

それでは特にないようですので、第7号議案につきまして、都市計画上の支障がないということに決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定をいたします。

予定された議案につきましては、これで終了となりますので、本日の審議はこれで終了いたします。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って、御退場をお願いします。

(傍聴人退場)

(小磯会長)

それでは最後になりますが、次第の最後は「その他」ということですが、事務局から何かございますか。

(都市計画課・剣持課長)

はい。次回、第199回審議会の開催についてですが、通常通り、県議会の第3回前期定例県議会後、10月頃の開催を予定しております。

具体的には会長に御相談して、期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(小磯会長)

今の日程等につきましてのお話ですが、委員の皆様から何かご意見等ございますか。

(特になし)

(小磯会長)

特にないようですので、そのようにしたいと存じます。

議案にかかわらず、委員の皆様から何かございましたら、お願いします。

(特になし)

(小磯会長)

特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。

委員の皆様方、長時間にわたりまして、熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 11:32)